

水道における塩素酸への対応について



このたび、厚生労働省において、2021 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会を開かれました。その中で、水道における塩素酸への対応についての議題が挙げられ、あらためて注意喚起がされる形となりました。

塩素酸は 2008 年から水道水質基準項目に設定されていて、その前から「水道施設の技術的基準を定める省令」の別表 1 に定める基準(薬品基準)として、2000 年より設定されています。

又、水質基準、薬品基準を遵守するため、2007 年に「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」(健水発第 1115002 号)の通知が出されていて、次亜塩素酸の購入時、保管時、注入時における留意事項を記載しています。

そして、2008 年 3 月には、社団法人日本水道協会(当時)によって「水道用次亜塩素酸ナトリウムの取り扱い等の手引き(Q&A)」をまとめられ、厚生労働省から水道事業者等へ送付されました。

しかしながら、健康項目の中では塩素酸や消毒副生成物の基準値に対する 10% 値、50% 値を超えた地点の割合が、比較的高い傾向にあります。特に、塩素酸の基準値超過の原因は、貯蔵タンク内における次亜塩素酸ナトリウムの劣化に伴うもの(薬品注入の過多、次亜塩素酸の長期使用、薬液タンク内の次亜塩素酸の液温上昇)で、水の入替えや清掃を行うとともに継続的な監視が行われています。

旧簡易水道地域における塩素酸の水質基準超過原因及びと対策例も挙げられています。

また、業務委託上の問題もあり、委託先の担当者の知識の不足や、引継ぎ、指導が徹底されていないケースも見受けられるため、適切な業者指導を行い、毎年作業確認を行っているとの事でした。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録水質検査機関として長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2021 年 6 月 30 日付 厚生労働省 2021 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料](#)

環境検査箇所 大塚卓也

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>